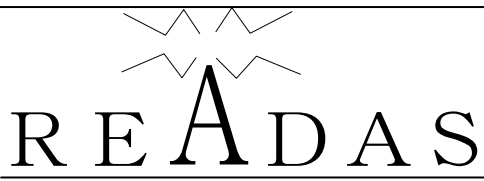


第 5216 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月28日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 事業承継で株を買取る場合

Q：会社の株が分散しています。事業承継対策を進めるため株の買取りをしていきたいと思っておりますが、どのような点に注意したらいいでしょうか？

A：次のような点に注意してください。

【解説】

株式を買取る方法には、後継者が買取る方法と会社を買取る方法がありますが、次のような点に注意する必要があります。

①後継者が買取る方法

株式に譲渡制限がかけられており、譲渡する場合に取締役会の承認が必要とされているときは、その手続きを経なければなりません。また、株式発行会社である場合は、譲渡に際し、株式を引き渡さなければならず、引渡しをしない場合は株主の地位が移転しませんので、注意してください。

②会社を買取る場合

会社が自己株式を買取る場合は、配当可能限度額の範囲内とする財源規制がありますので、注意してください。会社に剰余金があれば、自己株式を買取ることはできません。なお、自己株式を買取る場合には、株主総会における普通決議の後に取締役会ですべての株主に売却申込の権利を付与する方法と株主総会の特別決議で特定の株主から買取る方法とがあります。

株主が株式の買取りに応じない場合は、議決権の9割以上を保有する株主が取締役会の承認を得て買取る「特別支配株主の株式売渡請求制度」を利用することも検討しましょう。

